

口頭発表

【分科会 3】

電力自由化

- 自治体電力は普及するのか？ -

京都女子大学現代社会学部諏訪ゼミ

○武田美春 (Miharu Takeda)・中西望実 (Nozomi Nakanishi)・岡邊千里 (Chisato Okabe)・有吉遥 (Haruka Ariyoshi)・稲田果樹 (Miki Inada)・大島七海 (Nanami Oshima)・小澤寿々奈 (Suzuna Ozawa)・木村明日香 (Asuka Kimura)・高田莉央 (Rio Takata)・田中香帆 (Kaho Tanaka)・野口樹里 (Juri Noguchi)・眞佐喜千誉 (Chiho Masaki)・森摩里亜 (Maria Mori)・森田菜月 (Natsuki Morita)・安田湖葵 (Mizuki Yasuda)

(京都女子大学現代社会学部現代社会学科)

キーワード：電力自由化、自治体電力、再生可能エネルギー

1. はじめに

2016 年 4 月から電力の小売自由化が始まった。これ以前は東京電力や関西電力などの大手電力会社が地域ごとに電気を供給していた。しかし電力の小売自由化の開始によって、全国各地の自治体や市民などが出資する新電力会社なども電気の小売を行うようになった。消費者自身がどの電力会社から電気を購入するかを自由に選択できるようになったのである。

大手電力会社は火力や原子力発電によってつくられた電気を供給する傾向が強いのに対し、自治体が出資する自治体新電力や市民が出資する新電力会社（地域新電力）には環境に配慮した再生可能エネルギー（太陽光、バイオマス、風力など）由来の電気をメインに販売したり、得られた利益を住民に還元することを目指しているものも多い。しかし地域新電力の存在や意義を理解している消費者はまだ少ないのではないかという懸念がある。

したがって、本稿では、人々の電力自由化への意識調査などを基にして、世の中にどれだけ自治体や新電力会社による再エネ発電中心の電気供給サービスが浸透しているかを追求し、更なる新電力普及のための方策について考察する。

2. 電力自由化について

1) 電力自由化の背景

2011 年 3 月、東北で東日本大震災が発生に伴い福島第一原子力発電所事故が発生した。福島県の原子力発電所は東京電力が管理しており、この原発事故によって東京電力が電気を供給している関東の広い範囲で電力の供給不安が生じ、日本の広範囲でも計画停電が実施された。この一連の事故をきっかけに電気を含めたエネルギー政策へ国民の関心が高まった。また再生可能エネルギーへの注目も高まった。

再生可能エネルギー（太陽光、バイオマス、風力、水力、地熱発電など）は石油や石炭、天然ガ

スなどの化石エネルギーとは異なり、その活用の際にはほぼ二酸化炭素排出がなく、また自然界に常に存在するエネルギーであるため、枯渇の心配も少ない。自治体新電力や地域新電力にはこの再生可能エネルギーを主に発電・供給に用いようとするものが現れている。電力消費者は 2016 年から始まった電力自由化によってこれらのより環境に配慮した電力会社を自由に選択できるようになったわけである。

2) 電力自由化のメリット・デメリット

一般的な電力自由化のメリットとしては、購入先の選択肢が増えたことによって消費者の自らの選好に基づき電力会社やメニューを選ぶことができることが挙げられる。このため前述の通り、クリーンな電力を使いたいという消費者ニーズに合わせて再生可能エネルギーで発電した環境に配慮した電気を購入することができる。

なお、電力会社を変える際の手続きも切り替え先の事業者へインターネット上で申し込みをするだけ等、比較的簡単である。また万が一、契約した電力会社の発電量が不足した場合でも、地域の電力会社が不足分を補う仕組みが想定されており、停電になったり供給が不安定になったりすることはない。かつ、アパートやマンションなどの集合住宅の場合でも、スマートメーターの設置が済んでいれば概ね契約可能である。

一方、電力自由化に伴い、発電設備の運営管理や保守などの技術力やノウハウが不十分な事業者が参入する可能性は否定できない。利益優先の経営を進めることで、設備投資が不十分であったり、十分な経験がないまま参入する事業者の可能性も否定できない。しかし電力自由化になるまでは電気料金が高くなりすぎないように国が審査して料金的大幅な値上がり規制していた側面もあり、少なくとも 2020 年までは既存の電力会社は規制料金のメニューも提供することになっているためいたずらに電気料金が高くなるということはない

といわれている（参考文献(4)参照）。

3) 自治体の小売業進出

一方、自治体が出資し、地域の再生可能エネルギーなどを電源として電気販売を行う「自治体新電力」の設立が全国に普及し始めている。

一橋大学、朝日新聞などが実施した全国自治体再エネ調査(2017年7月末時点回答分)では、31自治体が設立済み、86自治体が検討中とされており、将来100を超える自治体新電力が全国で電気販売を行う可能性がある状況である。これら自治体新電力を設立する自治体の多くは、エネルギーの地産地消により地域でお金を回すことを目的に掲げている。

すなわち自治体新電力には、収益を地域に還元するという理念のもと、市民がそれを通じて地域課題の解決や地域の経済循環に参画できる枠組みを提供しているものがあるということである。また、これまで地域外に流出していた電気料金やその分の税金収入を域内にとどめることもできる。

4) アンケート調査

しかし地域新電力の存在や意義を理解している消費者はまだ少ないのではないかという懸念がある。したがって今回の研究対象となっている電力自由化と自治体新電力の認知度や課題を明らかにするため、京都女子大学の学生を対象に質問紙調査を行った(2019年7月9日「環境政策論」受講者対象。有効回収アンケート数 81)。調査内容は以下の通りである。

- ①電力自由化について詳しく知っている
- ②現在契約している電力会社はどこか
- ③②の電力会社を選んだ最大の理由
- ④電力自由化後、電力会社を変更したか
- ⑤④ではいと回答→変更前の契約企業名と理由
- ⑥④でいいえと回答→変更しなかった理由
- ⑦自治体新電力と契約可能なことを知っているか
- ⑧自治体新電力についてのスイッチング意思の有無
- ⑨⑧で特に利用してみたいと思わない、もしくはわからないと回答→そう思った理由
- ⑩意見・感想記述

4. 結果

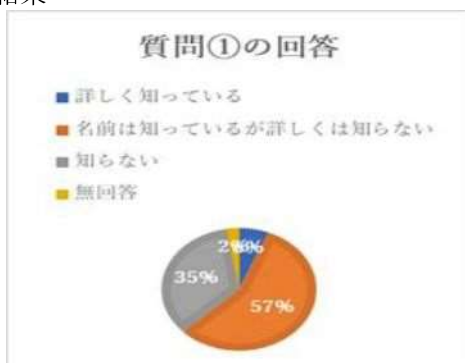


図1 アンケート調査質問①の回答結果

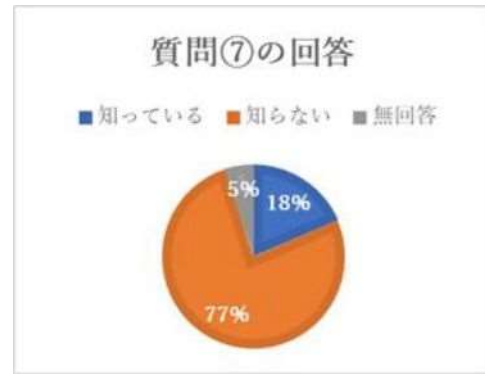


図2 アンケート調査質問⑦の回答結果

アンケート結果から、以下のことがわかった。電力自由化について、名前は知っていても内容までは知らない人が多いこと、多くの家庭や下宿先で大手電力会社が利用されていたこと、自治体電力の知名度は低く、今回の調査で利用している人は見られなかったこと、「電力会社の変更は難しい」という認識をしている人が多かったこと、自治体電力の説明をしたあとには「利用してみたい」と答える人が多かったこと、自治体電力に魅力を感じないわけではないが、手間がかかるというイメージから変更しない人が多いことである。

5. 結論

大手電力会社は知名度が高く価格も安い一方で、自治体新電力が知名度や価格では到底及ばないことは明白である。自治体電力をはじめとした新電力会社の電源構成や環境への配慮は、人々にとって長期的視野では重要であるが、それらを要因として自治体新電力との契約に結びつけるには至っていない。しかし、自治体新電力の多くは収益を地域に還元し、経済循環を生み出すことを目的としていることから魅力を感じる人も多い。そのため人々にはさらに電力自由化や自治体新電力についての理解を深めてもらうことが必要となる。

6. 参考文献

- (1)『2020年、電力大再編—電力改革で変貌する巨大市場—』日刊工業新聞社(2013)
- (2)『続 2020年、電力大再編—見えてきた自由化後の市場争奪戦—』日刊工業新聞社(2015)
- (3)新・公民連携最前線『設立相次ぐ「自治体新電力」、本当に地域にお金が回るのか』(2019.7.12 アクセス)
<https://project.nikkeibp.co.jp/atclppp/PPP/report/031900121/>
- (4)価格.comわかりやすい! 電力自由化 電気料金比較(2019.7.14 アクセス)
https://kakaku.com/energy/articlegroup/?en_articleGroup=1

【ポストコロナ】地方の財政管理と首長の安定性

同志社大学政策学部畑本ゼミ

○山崎 俊希 (YAMAZAKI TOSHIKI)・橋本 峻介 (HASHIMOTO SHUNSUKE)・中井 健人 (NAKAI KENTO)

(同志社大学政策学部政策学科)

キーワード：井手町、財政調整基金、多選

第1章 政策の方向性・問題意識

今年流行した新型コロナウイルス感染拡大に伴って政府は様々な政策を行い、各自治体も2月25日に政府が発表した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に則った各省庁の指示で、一様な政策を行ってきた。しかし、中には国が定めた政策以外に独自の政策を行っている自治体もある。コロナ禍という緊急時において、迅速かつ住民ファーストの政策を行うことができる自治体には何か特色があるのではないだろうか。

今回我々は独自の政策を行っている井手町に注目した。例えば、井手町は「井手町生活応援給付金」という町独自の政策を行っており、全町民を対象にして国の特別定額給付金に2万円を上乗せして給付するものである。このような政策を行っている自治体は、全国的に見ても石川県の志賀町や佐賀県の大町町等の数例だけだった。我々は独自の政策を行うことができた理由を探るべく、井手町の自治体運営について調査することにした。

まず、京都府内の全ての自治体のコロナ対策について精査した。その結果をもとに井手町にプレ・インタビューを申し込み、その返答からインタビュー内容を特徴的な財政管理の方法と首長のリーダーシップについての2点に絞り込んだ。以下の各章では、このインタビューの結果を展開して、緊急時に備えた組織づくりに応用できるような形で他の自治体に政策提言したい。

第2章 コロナ対策にはどのようなものがあるか

国や都道府県では、新型コロナウイルス対策として、持続化給付金やセーフティーネット保証など様々な制度を導入しているが、京都府の各市町村でもそれぞれ新型コロナウイルスに対して様々な政策を行っている。我々は、京都府内各市町村の新型コロナウイルスについての政策を調査・比較した。その結果わかったことは、どの市町村でも同じような政策を行っていることであった。もちろん、市町村ごとに内容にわずかな違いがある場合もあり、いくつかについては実施していない場合もある。以下の図1に国や京都府内各市町村のコロナ対策の一例を紹介する。他にも、旅行関連や福祉関連の取り組みなどもある。

これらの支援策以外に独自の取り組みは多くはない。井手町の取り組みは数少ない独自のものと言えるだろう。

支援策の一例	
事業者向け	事業継続支援 雇用調整助成金上乗せ 休業要請対象事業者支援付金 商品券配布
個人向け	住居確保給付金 国民保険料の免除 上下水道料金支払いの猶予
独自	京都・カメチケ！プロジェクト 綾部にエール！キャンペーン

図1. 国や京都府の新型コロナウイルス対策支援の一例。

第3章 井手町と井手町のコロナ対策の紹介

井手町は人口約7500人の町で、都市と自然の魅力が共存したのどかで美しい町である。政策の面では充実した子育て環境作りに定評があり、現在は交通網の整備にも力を入れている。

まず個人向けのコロナ対策で特徴的だったのは、先述した、全町民へ国からの特別定額給付金10万円に2万円上乗せ給付する「井手町生活応援給付金」である。他の市の自治体で事業者へ給付金を上乗せするケースは見受けられるが、町民全員へ給付金を上乗せする施策を講じたのは京都府では井手町だけである。また事業者向けの対策では、「井手町中小企業等応援給付金」が挙げられる。この政策の特徴は、新型コロナウイルス感染症の影響で前年と比べ売り上げが減少した法人、個人事業主に対して、京都府休業要請対象事業者支援給付金の支給を“受けていない方”を対象に給付金を配布するというものだ。受けていない方を対象としているのは井手町と向日市の2つの自治体のみである。その他の特徴的なものとしては、京都府の休業または営業時間短縮の要請を受け、その要請に協力した町内中小企業・個人事業主に対して、京都府休業要請対象事業者支援給付金と併せて10万～20万円の「井手町中小企業等休業要請支援給付金」を支給、町民全員にマスクを1人当たり50枚配る支援策も講じた。この2つの政策も京都府で行っている自治体は少数だった。

第4章 井手町の独自性

10月20日14時、井手町役場にて事前に用意しておいた原稿に返答していただく形でインタビューを行った。企画財政課課長補佐の加藤さんと地域創生推進室主事の新さんからお話を伺った結果、以下の2つの特徴が井手町の独自性であると考えた。1つ目は財政管理に無駄がないということである。井手町は20年以上前からさまざまな面で出費を抑え財政調整基金などの基金を積み立ててきた。その積立金を有事のときに使えるようにすることで今回の新型コロナウイルス感染拡大のような非常事態に対し、迅速な対応をとることができた。実際に井手町は特別定額給付金の給付開始時期が京都府内で2番目に早かった。多くの自治体では、国から臨時交付金が支給された後に動いたが、井手町はこの積立金を使い、国から臨時交付金が支給される前から政策を立案・施行することができた。積立金の柔軟性が井手町にしかない独自の政策をつくる足掛かりになっていたのである。以上の点において井手町はコロナ関連の政策が他の自治体より初動が早かったと言える。

2つ目は町長の在任期間が長いということである。井手町では現町長が町長を7期連続務め、今年で25年目となる。町長が徹底した財政管理を実施してきたことで、長期に渡って財政調整基金を積み立てることができ、またその使い道も必要に応じて、臨機応変に決めることができた。実際に2万円給付やマスクの配布は町長からの直接の指示によるものであった。町長が長期間に在任することで、町全体のニーズを把握しやすくなるというだろう。

第5章 政策提言

前章で述べたように、コロナ禍の対応から井手町にはいくつかの独自性があることが分かった。最後にそれらのメリット・デメリットを挙げつつ、他の市町村にも応用できる政策提案をしたい。

まず財政調整基金の積み立てについては、井手町は平成28年度末の時点で財政調整基金が23億4100万円あり、人口比で考えると他の市町村より財政に余裕があると言える。財政調整基金は財務省が「埋蔵金」と揶揄するように、本当に有効に使われているのか不透明な部分があり、国債を発行しなくてもよい根拠にもなりうる。

しかし、前述の通り、この財政調整基金があったからこそ井手町はコロナ禍の中で迅速に政策に取り組むことができた。このことからわかるように、基金というのは特定の目的に備えていたものでも、別の政策に活かすことができ、政策の施策速度に直接的に作用する。この財政調整基金は、目的が不明確な残業や不合理な手当の削減、費用対効果が小さい協議会への補助金の削減等を積極

的に行って積み立ててきたものである。

常時の緻密な節約が有事の際に役立つことが分かった今、地方の財政を見直す良い機会ではないだろうか。財政調整基金は、使途不明な埋蔵金ではなく、危機の時代の必要経費として、自治体財政のなかに恒常的に位置付けられる必要がある。コロナ後の自治体運営では、危機対応のための財政のありかたとして積極的に提案される必要があるだろう。

次に、町長の在任期間についてだが、日本における市区町村の首長の任期は1期4年である。京都市長を例に挙げると、第1代～現在の第26代までで平均在任期間はおよそ4.24年である。井手町の場合は25年目であり、一般的に見れば多選とみなされるだろう。「多選の弊害」と言われるように、多選は専制化や利益団体の癒着による予算の傾倒等が見られるケースもある。

しかし、都市計画はより長い目で見た方が望ましい計画になるため、在任期間が長ければ長いほど、首長の理念（目指すべき町のかたち）を町職員や住民が理解することができ、また連続性・一貫性のある政策を立てることができる。それに加え、今回の新型コロナウイルス感染拡大のような有事の場合には、首長の権限を存分に発揮することができる。任期が長いほど自治体職員との信頼関係が醸成されており、リーダーシップを発揮しやすいからである。

そこで我々が提案したいのは多選を促進させる政策である。具体的には、選挙時に現職の者にアドバンテージをつけるというものだ。例えば該当選挙で得た票数に前回の選挙で得た票数の1割を加え、その合計を最終的な票数とするのはどうだろうか。ある程度票数に差をつけることで他の候補者より当選しやすくなり、多選を促進させることができる。

一方で、多選の弊害を最小限に抑えるため、同時に当選回数の制限を設ける必要もある。具体的には、ロシアやドイツのように2～3期とする考え方もあるが、ここでは多選のメリットを享受するために少し長めの4期としたい。

以上を組み合わせ、多選を有利にするが上限は4期とするものとする制度を公職選挙法の中に創設することを提案したい。地方議会の決議により、現行制度を継続するか新たな制度を選べる仕組みとしてもよいだろう。

<参考文献>

井手町, <http://www.town.ide.kyoto.jp/>
片木淳, 2017, 「地方自治特論 B (市民自治法)」
<http://www.f.waseda.jp/katagi/jititokuronB10.pdf>
(参照 2020-10-30)
総務省, 2016, 「基金の積み立て状況に関する調査結果」
https://www.soumu.go.jp/iken/h28_118776.html
(参照 2020-10-30)

のどか 地域仮想通貨「和コイン」導入の提案

- 京都市における地域コミュニティ活動の促進 -

同志社大学政策学部風間ゼミナール 地域仮想通貨班

○坂元 一平 (Ippei Sakamoto)・

秋田 萌花 (Moeka Akita)・半田 悠 (Chika Handa)・石田 珠菜 (Tamana Ishida)・

沖山 竜也 (Tatsuya Okiyama)・鶴海 ももこ (Momoko Tsurumi)

(同志社大学政策学部政策学科)

キーワード：地域仮想通貨、地域コミュニティ、投機性

1. 問題意識

京都市には、学区ごとに 222 の自治連合会が存在する。市全体の世帯数 72 万 2,054 世帯のうち、自治会加入率は 67.7%と半数を超えている。しかし、役員を引き受ける人材の減少、参加者の高齢化などが原因で、地域活動を活発に続けることが難しくなっている。2020 年 10 月 27 日に実施した京都市文化市民局地域自治推進室へのヒアリング調査においても、「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」の施行など自治会への入会や活動参加を促す施策を講じているが、自治会加入率は目標の 77%に及ばず、市の課題として認識されていることがわかった。

市民が地域活動に積極的に参加し、地域内でのコミュニケーションを増やすことができれば、市民間の支え合いを通して、犯罪や事故、高齢者の孤独死を防ぐことができる。また、阪神淡路大震災の際、近隣住民によって瓦礫の下から救助された人が警察や消防によって救助された人の 3 倍にのぼったという事例が示すとおり、災害時においても地域コミュニティの力は決定的に重要である。地域コミュニティは、いまだ市民生活の様々な場面で重要な役割を担っているにもかかわらず、ライフスタイルの変化等により、その力が弱まっている。以上のような問題意識をもとに、地域活動を促進する方策について研究を行った。

2. 現状分析

地域コミュニティを活性化させる政策の 1 つに地域通貨が挙げられる。海外での成功を受け、日本では 1990 年代後半から多くの地域で導入され始めた。日本における地域通貨は、ボランティアなど人を助けることで通貨を得るという仕組みが多く、互いを助け合う互酬性を基本とし、孤立しがちな現代においてコミュニティを再構築するツールとして期待された。しかし、これまで導入さ

れてきた多くの地域通貨は、利用者が価値を感じず、互酬性が機能しないために失敗に終わっている。その点、早稲田・高田馬場発祥の「アトム通貨」は利用者にとっての通貨の価値と、通貨を得るために必要な地域活動との互酬性を機能させることに成功した稀有な事例であるといえる。この通貨はテーマに則した地域貢献活動を行った人に対して付与されるが、通貨自体が「鉄腕アトムのグッズ」であり、ファンやコレクターからの需要が高く、有効期限が切れてもなお希少性を保ち、少ない報酬で市民から貢献活動を引き出してきた。2020 年 10 月 30 日、アトム通貨実行委員会副会長の石渡氏にヒアリング調査を行ったところ、アトム通貨はそれぞれの地域が抱える問題点を解決する汎用性の高いツールであり、観光や支え合い事業でも活用できることがわかった。

上記の事例から、私たちは、地域通貨を流通させるためには「アトムのグッズ」としての価値に代わるものが必要であると考えた。

3. 政策提言

以上の現状分析をふまえて、仮想通貨の特性を生かし、京都市内限定で利用可能な通貨「和（のどか）コイン」を、仮想通貨として発行・流通させる政策を提案する。単位は「音（おん）」とし、1 音＝100 円とする。地域通貨に仮想通貨の要素を入れることによって和コインに投機性を持たせ、地域貢献活動との互酬性を機能させることができる。

＜アプリの仕組み＞

和コインはアプリを通して管理される。市民が活動に参加して和コインを得る時、平安京を守る四神（玄武、青龍、朱雀、白虎）がランダムに現れる。四神すべてを揃えることができれば画面上に麒麟が現れ、京都の歴史や文化を体験できる限定イベント（例：舞妓さんとの御座敷遊び、寺社仏閣での貸し切りイベントなど）への参加権となる。麒麟は貯めておけるため、好きな時にイベントの抽選を行うことができる。イベントに参加しない場合、和コインは加盟店での支払いに使うか、

個人間で売買することができる。加盟店は受け取った通貨を市と換金する。四神は1音貯まるごとに現れ、この演出は、最後まで揃えたいという人間のコレクション欲求に訴えかけ、一定回数以上の地域活動を誘発するためのものである。



(図1：アプリの仕組み)

<運営の仕組み>

学生の街であるという京都の特性を活かして、学生を運営に取り込む。アトム通貨がそうであるように、最終的には学生中心の運営体制を目指す。そうすることで、高齢化が進む自治会と次世代との結びつきを作ることができる。

<通貨の循環の仕組み>

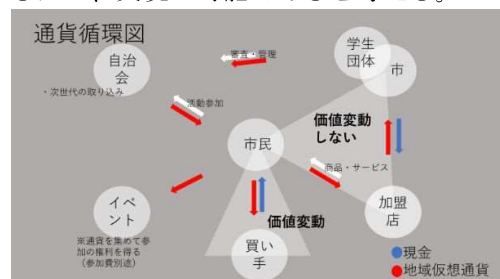
和コインの入手方法は、地域内でのコミュニティの活性化に貢献する活動(以下、地域活動とする)に参加すること、和コイン所持者から購入することの2つである。地域活動は3種類に分けられる。

①地域内のゴミ拾いや寺社での清掃活動：1音②催し物の運営：3音③市民の交流を深めるイベント(例：運動会)への参加：0.5音

これらの地域活動は自治連合会が企画し、運営団体の審査を通ると、和コインを発行できる。和コインの配布は運営団体から活動場所に派遣された地域活動リーダーが行う。市民はアプリを通してQRコードを読み取り、和コインを得る。

通貨の発行量は年間1800万円を上限とし、最低取引価格は1音とする。また、市—市民—加盟店間で1音=100円という価格は変動しない。一方、個人間の売買では、イベントの需要に応じた付加価値が付くため、本来の和コインの価値以上の価格で取引することができる。

アトム通貨の2018年度の換金率が58.95%であったことを参考に、和コインが加盟店で使われた場合の市の負担を概算すると1000万円程であるため、実現が可能であると考えられる。



(図2：通貨循環図)

<地域通貨を仮想化するメリット>

○維持、管理のしやすさ

導入コストが低く、維持費も少ないため運営側の負担が小さい。

○キャッシュレス化への対応

経済産業省は、「キャッシュレス決済比率を2025年までに4割程度、将来的には世界最高基準の80%を目指す」と定めている。和コインを恒久的なものにするためには、キャッシュレス化は必要不可欠である。

○個人間売買の自由

地域通貨は売買を禁止されている場合が多いが、仮想通貨は個人間の売買が認められている。

4. 展望

私たちの提案する和コインという地域仮想通貨を導入することで、地域活動に新しい側面の価値を付加させ、幅広い年齢層の市民に地域コミュニティへの参加を促し、人間関係の希薄化を解消することができる。また、地域活動に参加するだけで誰でも仮想通貨を手に入れることができるので、仮想通貨に馴染みの無い子供や学生に、経済・金融に関する知識を提供するという副次的効果も期待できる。

和コインは京都の地域コミュニティを活性化しつつ、将来訪れる情報化社会にも対応した政策ツールとして、他の政策分野にも拡張させていく潜在力を持っている。

参考文献

【日本語文献】

新評論 石渡正人(2015年)「アトム通貨で描くコミュニティ・デザイン」アトム通貨実行委員会編

【URLリスト】

- 1 京都市(平成30年度)「自治会・町内会アンケート報告書」<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/cmsfiles/contents/0000250/250276/houkokusho.pdf>
- 2 京都市北区役所地域力推進室(平成31年)「町内会・自治会運営マニュアル」<https://www.city.kyoto.lg.jp/kita/cmsfiles/contents/0000238/238522/chounai.manyaru.pdf>
- 3 アトム通貨(2019年)「アトム通貨第16期報告書」http://atom-community.jp/atom-report_2019.pdf
- 4 消防庁国民保護・防災部防災課(平成21年)「災害対応能力の維持向上のための地域コミュニティのあり方に関する検討会」https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/h21/2105/210508-1houdou/02_houkokusyo.pdf
- 5 経済産業省(2020年)「キャッシュレスの現状及び意義」https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/cashless/image_pdf_movie/about_cashless.pdf

最終アクセス日：全て2020/10/31

日本における女性議員数増加に向けて

-女性が活躍できる社会へ-

京都産業大学 現代社会学部 現代社会学科 藤野ゼミナール

○松田晋作 (matsuda shinsaku)・村上裕輝 (murakami yuki)・牧平健 (makihiro ken) 川村萌香 (kawamura moeka)・山本彩加 (yamamoto ayaka)・勝又幸奈 (katsumata yukina)

(京都産業大学現代社会学部現代社会学科)

キーワード：女性議員、クオータ制、ジェンダー

1. 研究の目的

2019年12月に世界経済フォーラムが各国のジェンダー・ギャップ指数を発表した。これによると、日本は調査対象国153カ国のうち121位と過去最低の順位となった。それぞれの分野の指数は経済が0.598、政治が0.049、教育が0.983、健康が0.979であり、指数の4つの分野の一つである政治分野が圧倒的に低く、政治分野の女性進出が乏しいことが分かる。また、そのような結果として欧米諸国と比べると経済分野など様々な分野で男女格差が顕著な国となっている。また、政治家のジェンダー差別的な発言も目立つ。政治においてのジェンダー意識が低いのも日本の女性議員の割合が著しく低く、ジェンダー問題が議論に繋がらないことが関係しているかもしれない。

ところで、ジェンダー・ギャップ指数上位10位までの国をみると、10カ国中9カ国がクオータ制等を施行しており、女性議員の割合も日本と比べ20%を超えている。

本研究では女性の国会議員の割合に焦点を当て、実際に多くの国々で実施されているクオータ制等、及び女性議員を増やすための法律や政策を類型化しながら考察し、今後日本の女性議員の割合を高めるための日本に適した政策を考案する。

2. 日本の現状

現在、我が国の国会議員における女性の割合は、令和2年のデータによると衆議院が全体の9.9%、参議院は全体の22.9%となっている。

(男女共同参画局) 2019年にIPU(列国議会同盟)が世界各国の女性議員比率の調査を行った。これによると、我が国は調査対象国193カ国のうち165位であった。国内では、1986年時点の女性議員の割合を見てみると、衆議院の割合が1.4%、参議院の割合が8.7%(総務省)であったため、長期的にみると右肩上がりになっている。しかし、国際水準に比較すると未だ極めて低い割合であることがわかる。

なお、このような現状から、日本では2018年5月に候補者男女均等法を公布・施行した。なお、義務ではなく罰則もない。候補者男女均等法

が施行された後に行われた2019年参院選の結果、女性議員の当選者数は過去最多だった2016年の前回参院選と同数の28人であったが、前回よりも3議席多いため、当選者に占める女性の割合は22.6%と前回よりも0.5%低かった。

3. クオータ制等の類型化(表1)とその効果(表2)

①クオータ制の類型化

クオータ制等を導入している国々はアフリカ諸国等を含め意外に多い。日本に適した議員の割り当てのあり方を考案するために、各国のクオータ制等の現状を見ながら、議員の割り当ての類型化を試みた。結果は表1に記されている通りであり、大きく割り当ての方法は、議員候補者がある一定の割合に割り当てる割り当て型、いわゆる「クオータ制」と言われているものと男女同半(パリテ)の2つに類型化できる。

さらに「割り当て型」は法律で定め、義務とし、遵守できなければ罰則がある「義務型」、そして、政党が自発的に女性議員を増加させる施策を実行する「自発型」に分類される。

②クオータ制等の効果

ここでは3つの国を例に挙げ、それぞれの効果について考察する。韓国は、クオータ制の義務型でフランスはパリテの義務型、オーストラリアはクオータ制の自発型である。

韓国は2000年にクオータ制を導入し、幾度にもわたる法改正の結果、2018年の法改正により、国会および地方議会選挙の比例代表制候補者の50%以上を女性とすることを定めた。小選挙区においては選挙区の30%以上に女性を割り当てることを努力義務に定めている。また、罰則規定については比例代表のクオータ制と地方選挙の選挙区のみ適用されている。韓国のクオータ制は一定の成果を上げ、国会議員数の割合は、2000年のクオータ制導入以前の5.9%から2020年1月時点で17.3%と10%以上女性議員割合を引き延ばしている。

オーストラリアでは、労働党が1994年に候補者名簿の女性比率を35%とするクオータ制を導

入し、2002年には40%、2015年は50%に引き上げられ、2025年までにその達成を目指すことと定めた。そして、議員活動との両立支援も積極的に行っており、議会内に託児所を設置したり、乳幼児の議場入場を容認したりと子育て世代の母親も政治に関与しやすくなっている。

フランスでは、2000年に選挙の候補者を男女同数とするパリテ法が制定された。しかし、すぐには効果出ず、パリテ規定が改正される度に、政党への罰金制裁が引き上げられた結果、2020年1月時点のデータで下院の女性議員割合がようやく39.5%になった。ただし、当初と比べると飛躍的に女性議員数を増やすことにはつながった。

日本は、前節で触れたように『候補者男女均等法』を導入しているが、罰則のない努力義務であり、自発型と言うことができる。2018年12月の女性議員の割合は10.15%とそれほど法の効果は伺えなかったが、今後、動向に注視する必要がある。

表1 クオータ制の類型化

類型	割り当て型 (クオータ)		男女同半型 (パリテ)	
	①義務型(罰則あり)	②自発型	①義務型(罰則あり)	②自発型
内容	議員候補者の一定割合を女性又は男女に割り当てることを憲法・法律の枠において定め、強制するもの	政党が党の規則等により、議員候補者の一定割合を女性又は男女に割り当てることを定めるもの	各政党に対し男女それぞれ50%ずつの候補者クオータ制で法律で強制するもの	法律により男女半々としている。 ※義務ではない
該当国	韓国、ポルトガル、スペイン	オーストラリア、カナダ、イギリス、ノルウェー、スウェーデン、ドイツ	フランス、メキシコ	日本

表2 代表国の現状

類型	割り当て型 (クオータ)		男女同半型 (パリテ)	
	①義務型(罰則あり)	②自発型	①義務型(罰則あり)	②自発型
代表国	韓国	オーストラリア	フランス	日本
制度	クオータ法義務化(50%)	労働党クオータ制導入	パリテ(男女同数義務)改正(パリテ強化)(2000年より3倍の罰金制裁)	候補者男女均等法
導入年	2000年・18年	1994年	2000年・07年・14年	2018年
効果(制度導入前) ↓ 制度導入後)	3% (1996) ↓ 17.2% (2019)	8.8% (1993) ↓ 30.4% (2019)	10.9% (1997) ↓ 39.5% (2019)	7.3% (2000) ↓ 9.9% (2019)

4. ディスカッション

① クオータ制かパリテか

クオータ制、パリテを導入した国は、導入前より導入後の方が女性議員の割合は増加しており、どちらに効果が高いかは言いにくい。ただし、クオータ制、パリテの導入に関しては、各国で様々な意見がある。

パリテを導入したフランスでは、クオータ制を違憲とした。それには性別という身体的特徴に基づいて選挙候補者を区別するクオータ制は違憲であるという考えによる判断である。また、パリテがクオータ制とは全く異なる原理であることの根拠として、クオータ制の割当数字には理論的根拠がないことが挙げられる。違憲とされたクオータ制は女性候補者の25%としたが、女性の人口比53%に対しなぜ25%でなければならないのか説明がつかないこともパリテ導入の後押しとなった。

② 義務型か自発型か

義務型か自発型かも国によって女性の割合上昇の効果は異なる。義務型でも自発型でもやり方次第によって効果を得ることができると考えられる。

これは歴史的経緯から、女性活躍推進の風土がすでにできている欧米諸国では自発型でも効果があるが、性別役割分業規範が強い国では、自発型では効果が得られない可能性がある。一方で、性別役割分業規範の強い国では義務型を導入させることに負荷がかかり受容されない可能性がある。

5. 日本への施策提言

日本は、すでにパリテの自発型で動き始めている。そのため、パリテを踏襲していくことが効果的であろうと考えられる。

しかし、日本は非常に女性議員の割合が低水準であるため、自発型よりも義務型とすべきだと考えられるが、義務型を一挙に推進するのは反発も考えられる。そこで、参考になるのは、韓国である。韓国は日本と選挙制度が同じで、比例代表並立制を有している。そこで、日本もまずは、比例表制から男女同数を義務化すべきだろう。このときに同数にならない政党には罰金を課すなどの厳しい措置が重要である。

ただし、罰則であれば、ただの数合わせになったり、罰金を払えばよいとの考えが横行したりし、実質的な男女共同参画の動きにつながらない可能性がある。

そこで、第三者機関を設けることを提言する。この機関は役割としては二つある。一つ目は、政党のパリテの実行を公的に監視する役割である。すなわち、パリテによる女性議員割合の増加がジェンダー視点にたった政策立案などを推進する「ジェンダー主流化」に実質的につながっているかどうかを評価する。二つ目は、女性政治家の育成のための教育支援や党の女性議員の育児サポートを行う役割である。これらの役割を担う第三者機関を設けることで、さらなるジェンダー主流化に向けて政党に支援を行う。政党にただ数合わせだけではなく、女性議員の割合の上昇により色々な分野における実質的なジェンダー主流化を推進していくように方向づける。

参考文献

- (1) 内閣府男女共同参画局 HP 「パンフレット 諸外国における政治分野の男女共同参画のための取り組み」
- (2) IPU Parline Global data on national parliaments HP
- (3) 総務省 HP 「衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査結果調」「参議院議員通常選挙結果調」
- (4) JOICFP HP 2019年「ジェンダー・ギャップ指数」

日本のセルフメディケーションの在り方

～高齢化に伴って増える慢性疾患患者の恐怖～

岡本ゼミ

塩崎 万里奈 (Shiozaki Marina)

(福知山公立大学地域経営学部医療福祉経営学科)

キーワード：医療費抑制、セルフメディケーション、スイッチ OTC 医薬品

1. はじめに

日本は 1961 年に国民皆保険が適用され、全国民が経済的理由で医療を受けられないことがないようにいずれかの医療保険に加入することが制度化された。しかし、総人口に占める高齢者の割合は制度化された当初より約 5 倍の数値になっており、(1960 年 5.7%→2019 年 28.4%)¹現在の医療費は 40 兆円に上りつめている。そこで私は、医療費削減に向けて日本における軽度な身体の不調は自分で治すセルフメディケーションの在り方について検討した。

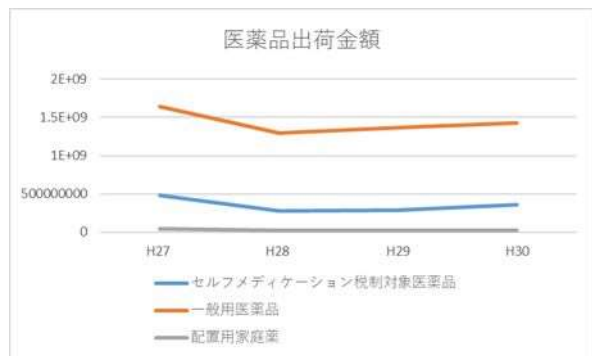
2. 現状分析

セルフメディケーションとは WHO の定義で「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」である。日本では平成 29 年からセルフメディケーション税制が創設され、スイッチ OTC 医薬品を購入して支払った金額について所得控除を受けられるようになった。スイッチ OTC 医薬品とは医療用医薬品において使用されていた有効成分を一般医薬品において初めて配合したものである。このように近年の日本では国民自身が自分の健康管理をするように推奨されているのだ。しかし薬事工業生産動態統計調査（平成 27～30 年）で処方箋を必要としない医薬品の出荷金額の動向を調査したところほぼ横這いになっている。（図 1）

次は日本の医療費の現状である。医療給付実態調査から加入保険ごとの医療費の傾向（2010～2016）を見た結果、後期高齢者医療制度加入者が最も医療費を消費しており、6 年間で最も医療費が増加していた。（9 兆 8000 億→11 兆 7000 億）以上のことから主に高齢者世帯のセルフメディケーションの推進について検討を行った。

まず、対象を後期高齢者医療制度加入者に絞り医療給付実態調査（2010～2016）を DWH 化し、6 年間の傾向を探った。そこで高齢者が最も医療費を費やす疾患は循環器疾患（3 兆 500 億）であり、その中でも高血圧性疾患が最も多いことが分かった。

また、薬事工業生産動態統計調査（2015～2018）から循環器疾患で使われる医薬品（循環器官用薬・強心薬・血圧降下剤・高脂血症用剤）を医療用医薬品と需要者が選択する医薬品（一般用医薬品・配置用家庭薬）別でみると高血圧性疾患の処方薬として使用される血圧降下剤が圧倒的に医療用医薬品として使用されていることが分かった。



（図 1）医薬品出荷金額（平成 27～30 年）

3. 政策提言

以上のことから、日本は慢性疾患ほど医療機関での処方を受ける傾向があると考えられる。そこで私は医療費削減案として①慢性患者の通院回数の軽減、②セルフメディケーション税制の見直しについてそれぞれ考察する。

3-1 通院回数の軽減案

慢性疾患患者の通院回数を軽減すれば自然と国の医療費は減少すると考えられるが、ここで重要

になってくるのは薬局やドラッグストアの存在である。しかし、医師の処方なしにスイッチ OTC 医薬品を慢性疾患患者が手にできる環境は薬物乱用や誤った知識による誤飲によって国民の命にも関わってくる。そこで私は医師が認めた慢性疾患患者で 1 カ月以上の薬を処方する場合、お薬手帳に貼付できるバーコードシールの作成を推奨する。このバーコードを通すことで医師が処方した内容は薬局やドラッグストアの薬剤師が確認し、医師が処方した医薬品を販売できるようにするのである。また、このバーコードには処方された内容以外に医師がその患者に下した医薬品の使用期限・またその患者の購入日時も収載されるよう設定する。これによって慢性患者の医療機関の通院回数が減り、医療費削減へとつながると考える。しかし、これは慢性疾患で処方する薬が薬局やドラッグストアで購入できることが前提であり、そのために日本のスイッチ OTC 医薬品の適用範囲が広がる必要がある。

3-2 セルフメディケーション税制の見直し

慢性疾患患者の処方薬が保険適用ではなくなれば、患者の金銭的負担が大きくなってしまう。そこで前述したセルフメディケーション税制の適用が重要になってくる。しかし、現在のセルフメディケーション税制は年中に健康診断を受けた人でなければその対象にはならず、またスイッチ OTC 医薬品の年間購入費が 1 万 2000 円を超えた場合に上限額 8 万 8000 円で所得控除がなされる。つまり所得が多い人ほど控除される額が大きくなるのである。そこで、累進課税方式のように所得が小さい人ほど負担が少なくなるような政策が必要だと考える。また、ここでは慢性疾患患者を対象にセルフメディケーション税制を推進させたいため、慢性疾患用薬を薬局やドラッグストアで購入する場合は年間購入費 1 万 2000 円という条件を緩和させることで金銭的負担を軽減されることを期待する。

また、年内に健康診断を受けた者が対象であり、医薬品購入費が 1 万 2000 円以上か査定するのにそれを証明する書類やレシートを確定申告と共に提出しなければならない。そこでこの問題も前述したバーコードでスイッチ OTC 医薬品の 1 年間の購入額・健康診断の受診日時も参照できるように

し、患者の薬歴をデータベース化することによってお近くの薬局・ドラッグストア等で申請を可能にするという対策を講じることで手間を省くことができると思う。

4. まとめ

少子高齢化社会が進むにつれて医療費増加が懸念されている日本で医療費削減は一刻も早く取り組まなければならない問題の 1 つである。そこで今回私が慢性疾患患者を中心に提案した医療費削減案によりセルフメディケーションを推進できるのではないかと考える。しかし、この提案は薬局・ドラッグストア等に勤務する薬剤師が重要になるため、将来の町のお薬屋さんとして地域密着型のヘルスステーションとなるよう期待する。

(参考文献)

- ・藤本清一：『医療費控除のすべてが分かる本』
税務研究会出版局、pp24-27 (2019)
- ・荒川博之：『図解入門業界研究 最新医薬品業界の動向とカラクリがよ〜くわかる本[第 5 版]』
株式会社 秀和システム、pp112-129、242-245 (2016)
- ・e-Stat 政府統計の総合窓口
<https://www.e-stat.go.jp/>
- ・医療扶助の適正化・生活保護受給者の健康管理について
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000169132_5.pdf
- ・総務省統計局
<https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1211.html>

医療費を決める要因

福井 ひより (fukui hiyori)

(福知山公立大学 地域経営学部 医療福祉経営学科)

キーワード：医療費、所得、医師数

1. はじめに

総務省の「人口推計」調査によると日本における高齢化は年々進んでおり、2018年10月1日の段階で65歳以上人口の割合は27.7%で、超高齢化社会となっている。また、生産年齢人口は減少しており、2018年の段階で60.0%と、生産年齢の約2.1人で1人の高齢者を支えている。また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成29年推定値）」によると、2065年までに高齢化率38.4%、生産年齢人口割合51.4%となると推定されており、年々その差は縮まっていくと予想される。このように今のまま少子高齢化を続けていけば財政圧迫により、国民皆保険制度が継続できなく可能性があるかもしれない。国民皆保険制度はすべての国民が平等に医療を受けるためになければならない制度だ。少子高齢化の中でも国民皆保険制度を継続させるため、医療費の増減に関わる事象を調べ、新たな解決案を提案する。

2. 調査方法

医療費増減の要因を分析するため、①平成28年度医療給付実態調査から市町村国民健康保険の都道府県別一人あたりの医療費を目的変数、その他同じ年の医療費の増減に関係しそうな都道府県ごとのデータを説明変数とし、回帰分析を行った。説明変数として用いたのは②国民健康保険実態調査から国民健康保険市町村国民健康保険加入者における65歳以上の割合③医師・歯科医師・薬剤師調査から医師の人口割合④医師・歯科医師・薬剤師調査から薬剤師数の人口割合⑤国民健康保険実態調査から加入者の一人あたりの所得である。

また、平成29年度医療給付実態調査から⑥都道府県別一人あたりの呼吸器疾患における医療費と⑥大気汚染物質排出量総合調査から都道府県別のNO_x、SO_x、ばいじんの排出量の合計で相関関係を求めた。

*③と④は人口推計調査から都道府県別人口で割りひとりあたりとした

3. 結果

①を説明変数②～⑤を目的変数、有意水準95%で重回帰分析を行った結果、係数が切片0.0000000000000009（以下四捨五入）②の65歳以上の割合0.46③医師0.55④の薬剤師数-0.17⑤の所得-0.30という式になり補正R²は0.72(②～

⑤は小数点以下第3位四捨五入)、P値は切片と薬剤師以外0.05未満となった。一番医療費に影響を及ぼしているのは、医師数であった。医師の数が多いとその地域の医療も活性化し、また選択する自由も増え、需要が増えるようだ。反対に、医師が少ない地域には必要な医療が行き届いていないのかもしれない。

2位は高齢化率だ。高齢者が多いと医療が必要になるのはあたりまえである。3位は所得で所得が低い地域ほど医療費が高くなっている。所得が低いほど、生活の質が悪くなり結果病気にかかるのか、病気にかかりはたらけなくなるから所得が低くなるのかはわかっていないが、所得が低い人ほど、医療費が高くなることが分かった。

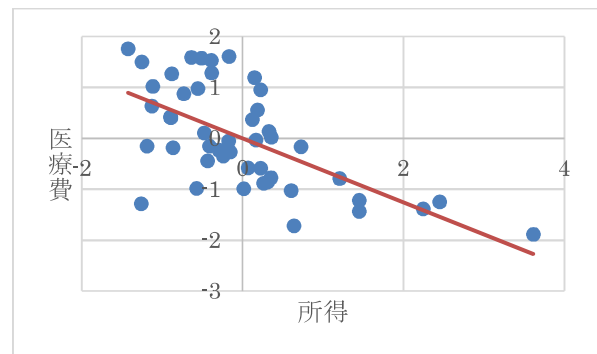


表1 一人当たりの医療費と所得の相関図と近似曲線（z得点にしたもの）

最後薬剤師数で相関は一番少ないが、薬剤師の人口割合が多いほど医療費は低くなっている。

⑤汚染物質排出量と呼吸器系疾患の医療費の相関係数0.089(小数点第5位四捨五入)で相関がないという結果になった。

4. 考察

この結果から医師数は高齢化以上に医療費に関係する可能性があり、また所得が低い人ほど医療費がかかる可能性があるということが分かったため、本当に必要な人が医療を受けることができる体制をつくるのが大切だと感じた。それゆえ、医療保険を使用した医療費の額が少ない人には医療保険料の一部を返還するシステムを提案する。これにより、医療が必要な人は今まで通り医療保険で医療を受けることができ、また医療を受けなかった人は得をするシステムをつくることで無駄な医療費を削減できるのではないかと。

参考調査

総務省 人口推計

<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2017np/index.html>

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成 29 年推計): 出生中位・志望中位推計」

http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp29_gaiyou.pdf

医療給付実態調査 平成 28 年度 データベース 5

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450389&tstat=000001044924&cycle=0&tclass1=000001044945&tclass2=000001117178>

医療給付実態調査 平成 28 年度 参考 2

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450389&tstat=000001044924&cycle=0&tclass1=000001044945&tclass2=000001117178>

国民健康保険実態調査 平成 28 年度 保険者別データ

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450397&tstat=000001111735&cycle=8&tclass1=000001111740>

平成 28 年度医師歯科医師薬剤師調査 医師・歯科医師・薬剤師数、都道府県一指定都市・特別区・中都市(再掲)、住所地一従業地

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450026&tstat=000001030962&cycle=7&tclass1=000001109395&tclass2=000001109396>

大気汚染物質排出量総合調査 平成 29 年度

地域別・業種別 ばい煙排出量(SOx 排出量)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00650202&tstat=000001014479&cycle=0&tclass1=000001144166>

大気汚染物質排出量総合調査 平成 29 年度

地域別・業種別 ばい煙排出量(NOx 排出量)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00650202&tstat=000001014479&cycle=0&tclass1=000001144166>

大気汚染物質排出量総合調査 平成 29 年度

地域別・業種別 ばい煙排出量(ばいじん排出量)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00650202&tstat=000001014479&cycle=0&tclass1=000001144166>

医療給付実態調査 平成 29 年度 データベース 5

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450389&tstat=000001044924&cycle=0&tclass1=000001044945&tclass2=000001132104>

平成 28 年人口推計 各年 10 月 1 日現在人口

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200524&tstat=000000090001&cycle=7&year=20170&month=0&tcla>

ssl=000001011679&result_back=1

医療給付実態調査 平成 29 年 参考 2

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450389&tstat=000001044924&cycle=0&tclass1=000001044945&tclass2=000001132104>

社会的インパクト投資—地域導入における可能性— —持続可能な地域モデルの構築と普及のために—

深尾ゼミナール社会的投資班

○松原 早希(Matsubara Saki)・石井 花昇(Ishii Kasho)・寺岡 奈緒(Teraoka Nao)・
西村 未歩(Nishimura Miho)・土方 悠果(Hijikata Yuka)・
平川 マリア(Hirakawa Maria)・藤田 葵衣(Fujita Aoi)・前田 玲音(Maeda Reon)・
森田 凜(Morita Rin)・安井 大斗(Yasui Daito)・吉川 絢菜(Yoshikawa Ayana)
(龍谷大学政策学部政策学科)

キーワード：社会的インパクト投資、地方自治財政、地域金融

1. はじめに

私たちの暮らす地域では行政によって様々な施策が行われてきた。しかし、地域での社会課題は増大し、行政だけでは抱えきれなくなっている。そこで、本研究では近年グローバルに注目を集めている投資手法「社会的インパクト投資」に注目する。特に、社会的インパクト投資を地域社会で活用する可能性を明らかにした上で地域の持続発展のために寄与する政策提案を行う。

2. 社会的インパクト投資

1.1 社会的インパクト投資とは

まず、本レジュメ上での社会的インパクト投資の定義を定めておく。「インパクト投資とは、金銭的リターンと並行して社会や環境へのインパクトを同時に生み出すことを意図する投資である。インパクト投資の場合、投資判断が、従来のリスク・リターンの二次元評価から、リスク・リターン・インパクトの三次元の評価になる。」とGSG国内諮問委員会で定義されている。すなわち、社会的インパクト投資は投資の評価基準に社会的インパクトを加える、ということを示している。

1.2 社会的インパクトの重要性

次に、社会的インパクトの重要性について述べていく。社会的インパクトとは、SIMI(社会的インパクトマネジメント・イニシアチブ)によると「短期、長期の変化を含め、事業や活動の結果として生じた社会的、環境的なアウトカム」のことである。また、今まで見られてこなかった社会的価値を可視化し、投資行動の際の社会的リターン、金銭的リターンの目安にする事ができるということである。そして、これらの社会的インパクトを可視化するために社会的インパクトを定量的・定性的に把握し、事業や活動について価値判断を加える社会的インパクト評価を行うことが重要である。

1.3 社会的インパクト評価の目的

社会的インパクト評価をする目的は主に2つ挙げられる。1つ目は、事業運営や組織の在り方を

改善するという目的である。評価実施にあたり、活動内容や目標を見直す機会が生じ、組織の成長や事業に繋げることが可能になる。2つ目は、ステークホルダーへの情報開示を行う目的である。情報開示を行うことで、組織が生み出した社会的価値が明確になるため、資源提供者とのコミュニケーションの円滑化や社会的事業の有効性をアピールすることが可能となる。このように、評価によって事業のアウトカムを正確に可視化する事ができれば、地域で投資行動を呼び起こすきっかけになるのではないかと考えた。

3. 社会的インパクト投資の事例

3.1 東近江市の事例

ここまでは社会的インパクト投資の概要を述べてきたが、実際に地域が主体で行う社会的投資の事例を紹介する。社会的投資ファンド「みんなの奥永源寺 MURASAKI no ORGANIC 新商品開発・販売プロジェクト」は、2月28日に社会的インパクト投資ファンドの募集を開始。

「MURASAKI no ORGANIC」の新商品の販売促進を通じて、絶滅危惧種「紫草」の「種の保存」と「限界集落の活性化」を「オーガニックコスメ」の販売という企業活動で達成し、SDGsの視点を持った人と環境に優しい「地域循環共生圏」の創造を目指している。

3.2 事例からの考察

上記の東近江市の事例は地域の課題に対して市民や共感を得た人を巻き込むスキームになっており、オーナーシップを生み出している。オーナーシップを生み出すことで資金提供者である住民の地域課題に対する意識が向上する。実際に、地域住民からの出資が多数あり、本質的な意味で地域内で社会的インパクト投資を活用した地域内循環を起こせた事例である。しかし、この事例では明確なインパクト評価基準が定まっていない現状にある。資金調達を行う前に、評価の判断基準を定めておくことが理想である。社会的投資を地域で行うためには、地域住民を巻き込んだ資金調達でオーナーシップを

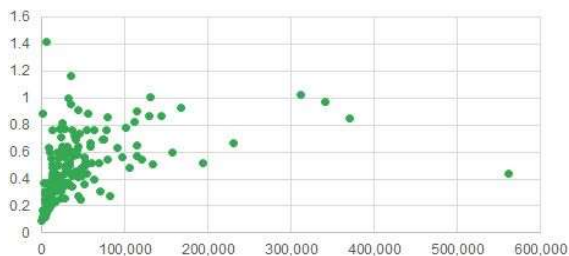
発生させ、インパクトを測るエコシステムが不可欠であると考える。

4. 実態調査から見える課題

4.1 実態調査から明らかにできたこと

上記の通り、社会的インパクト投資は地域にとって大きな可能性があると考えられるが、地域で実際に社会的インパクト投資は進んでいない。現状を把握し、社会的インパクト投資が進まない原因に対して仮説をたてるため、政令指定都市を含む全市町村及び東京 23 区を合わせた、全国 1741 の基礎自治体を対象にアンケート調査を行った。

国債や信託投資などに資産（基金など）やストック（遊休資産）を運用しているか、という設問に対して 40.9%の自治体が運用していると答えた。また、運用している自治体を財政力指数と人口総数で分布分析した結果、図1の様に財政力が弱く、人口5万人以下の自治体ほど運用を積極的に行っている事が明らかになった。



【図1】資産を運用している自治体の財政力指数と人口総数の散布図（筆者作成）

しかし、運用実態をみると、国債や地方債などの元本保証された債券の運用が 60.4%を占める。この数値は、地方自治法や地方財政法の影響を受けていると考えられるが、マイナス金利政策において、これらの運用が効果的とはいえない現状が明らかになった。また、調査の結果から社会的インパクト投資について関心のある自治体は 34%存在するが、実際に社会的インパクト投資に取り組んでいる割合はわずか 3%である。つまり、社会的インパクト投資について関心があるにもかかわらず、取り組めていない現状がある。取り組みを妨げている要因に、正確なインパクトの測定が難しいという社会的インパクト評価の困難性も指摘されていた。

5. 政策提案

5.1 地域の持続可能性のための資金活用

従来、国債や地方債に運用していた資金を地域の事業に社会的インパクト投資として活用することで、様々な便益が地域にもたらされると考えた。国債購入で地域外に流出している資金量は 2013 年では 6 兆円に上る。これらの一部を地域内の社会的事業者へ投資する事で地域内で資金循環が可能になり、創出された社会的インパクトが地域内の社会的な収益となり結果としての行政コストの削減になる。また、地域の社

会的事業に住民を巻き込むことで自治へのオーナーシップを発生させ、事業を地域で応援することで地域力の向上につながる。

5.2 第三者評価機関による新たな評価手法

この様な仕組みを成功させる為には、事業者がインパクトを大きく見せようとして正確なインパクトの測定が難しくなる事を防ぐ必要がある。そのためには第三者評価機関が厳格な評価を行うことが必要である。インパクト評価においては定性的、定量的の両面から評価する必要があり、その為の手法の一つとしてポイント制を提案する。インパクトを難易度で段階分けし、それに応じたポイントをつける。これにより簡単なインパクトを積み上げて評価を大きく見せようとするのを防げる。しかし、事業実施地域によってインパクトは変化することをどう織り込むかも重要な論点である。ソーシャルインパクトと同時に「ローカルインパクト」の測定手法の開発も急務の課題である。

6. おわりに

地域社会での社会的インパクト投資の活用における、資金循環の課題は上記にあげている行政の資金運用のみではない。例えば、地域金融機関も同じように資金を低金利の域外債権に投資している現状がある。また、東近江の事例のような地域住民自身の投資環境を整えていく必要がある。そういった社会的インパクト投資を取り巻く地域内でのエコシステムを構築、デザインすることが、地域社会の持続可能性につながる可能性を秘めているといえるのではないだろうか。

7. 参考文献

- (1) マーク・J・エプスタイン、クリスティ・ユーザス、鶴尾 雅隆『社会的インパクトとは何か』英治出版 (2015)
- (2) 瀬崎 陵「わが国地方自治体の基金運用に関する考察」p34(2015)
http://www.kwansei-ac.jp/iba/journals/studies/studies_in_BandA_2015_p33-44.pdf (最終閲覧日：2020 年 10 月 31 日)
- (3) GSG 国内諮問委員会「インパクト投資とは」(2020)
<http://impactinvestment.jp/impactinvestment/> (最終閲覧日：2020 年 10 月 31 日)
- (4) SIMI 社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ「社会的インパクト評価とは」
https://www.impactmeasurement.jp/social_impact/evaluation (最終閲覧日：2020 年 10 月 31 日)
- (5) エントライ「みんなの奥永源寺 MURASAKI Ino ORGANIC 新商品開発・販売プロジェクト」(2020)
<https://www.en-try.jp/funds/71> (最終閲覧日：2020 年 10 月 31 日)
- (6) 財務省「国債金利情報」(2020)
https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/ (最終閲覧日：2020 年 10 月 31 日)

